

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和六年十月十五日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年三月十八日奈良県指令建第一一二一七七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年十月七日建第一〇三九四号
公共施設に関する工事の検査済証 令和六年十月七日建第五九五六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市北道穂一〇三番一及び一〇四番の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市北道穂一〇四番の一部

下水道 葛城市北道穂一〇四番の一部

水路 葛城市北道穂一〇三番一及び一〇四番の各一部